

(仮称) 草津市立プール整備・運営事業 様式集に関する質問への回答

- ・ (仮称)草津市立プール整備・運営事業様式集に関して、令和2年10月8日までに寄せられた質問への回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は、原文のまま掲載しておりますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しております。

令和2年10月16日
草津市

■様式集一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問内容	回答
1	6	2	(6)	I		「提案内容及び枚数」表内②図面集等10-3建物概要表	枚数制限が2枚以内となっておりますが、室数が多く内部仕上げ表が2枚では納まりません。4枚以内としていただけます様お願いいたします。	様式10-3について、枚数制限を「4枚」に変更します。 様式集の提出要領を修正し、本事業ポータルサイトにて公表します。
2		様式2-1				参加表明書	本質問回答の公表予定から参加表明書提出期限までの期間が大変短いため、各社記名押印欄について1社1枚として作成し、様式2-3「構成員・協力企業・その他企業一覧表」の記載順に並べて綴り、代表企業の割印して提出することに代えてよろしいでしょうか。	押印に時間を要すること等を考慮し、左記の提出方法を認めます。
3		様式2-1				参加表明書	参加表明書提出期限までの期間がたいへん短いため、各社記名押印欄について1社1枚として作成することをお認めいただけないでしょうか。ご配慮の程、何卒宜しくお願い申し上げます。	No.2の回答を参照してください。
4		様式2-2 様式2-7 [2/3]				参加資格確認申請書、各業務に当たる者の実績等を証する書類	「第3-1-(3)-イ」に規定する実施設計実績」と記載ありますが、実施設計実績は工事監理実績に読み替え、又は修正して宜しいでしょうか。	入札説明書「第3-1-(3)-イ」に記載のとおり、工事監理に当たる者は設計に当たる者と同様の要件を満たす必要があります。
5		様式2-4				委任状(代表企業)	参加表明書提出期限までの期間がたいへん短いため、各社記名押印欄について1社1枚として作成することをお認めいただけないでしょうか。ご配慮の程、何卒宜しくお願い申し上げます。	No.2の回答を参照してください。
6		様式7-6				施設整備(設計、建設)業務費内訳書	「飛込」費用は、要求水準書 別紙1「サービス購入料の構成及び支払方法」2に記載されている通り、飛込プール整備に関わる費用のみの金額であり、共用施設等は「競泳」として区分することによろしいでしょうか。	[飛込]費用は、25mプールを飛込兼用にする事により増加する経費(飛込プールと25mプールをそれぞれ単独で整備する場合は、飛込プールを整備しない場合と比べ、飛込プールを整備することにより増加する経費)です。共用施設等においても該当する費用がありましたら、[飛込]費用として計上してください。 なお、No.7の回答も参照してください。
7		様式7-6				施設整備(設計、建設)業務費内訳書	3-1_入札説明書_別紙1の3ページにある「2 サービス購入料の算定方法」に「飛込」と「競泳」の費用分割に関する記述がございますが、内容を確認すると架空の建物(25mプールのみ設置)から増加する経費となり、現時点で直接工事費の算出は困難かと思われます。今後、実施設計完了後にもこの経費は変わるものと思われますので、詳細内容については実施設計開始まで協議する事とし、今回「飛込」に分類する内容は飛込台及び可動床のみとしてよろしいでしょうか。	No.6の回答を参照してください。 なお、[飛込]と[競泳]の金額については、各費目に係る施設の実態に応じて積算することを原則としますが、β等の按分比率で計算しても差し支えないこととしております。 算定根拠欄に入札参加者が適当と判断した算定方法を記入してください。
8		様式7-6				施設整備(設計、建設)業務費内訳書	令和3年度から令和6年度までありますが、各欄に記載する金額は出来高という理解でしょうか。	様式7-6に記載する金額は、事業者がサービス購入料として市に請求する予定の金額を記載してください。

■様式集一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問内容	回答
9		様式7-7				サービス購入料(A、B)支払明細書	サービス購入料Aの支払対象期間とサービス購入料B(開業準備業務の対価)の支払対象期間が一部重複していますが、本施設の整備、本引渡、開業準備について日程、条件等についてどのように理解すればよろしいでしょうか。	開業準備業務には事前広報、利用受付業務や施設予約システム整備業務が含まれており、これらの業務は本施設の引渡前でも実施可能であることから、開業準備業務に含まれるどれか一つの業務が開始された時点が開業準備期間の始期と認識しております。事業者の提案に基づき適正な開業準備期間を設定し、開業準備業務に含まれる各業務のそれぞれの期間を想定してください。 なお、令和6年4月末日までに、要求水準書「第3 本施設の整備(設計、建設)業務に関する要求水準」のうち、「第3-2-(3)-エ」および「第3-2-(3)-オ」を除くすべての業務について、完了してください。本施設の引渡から供用開始までの間においては、「第3-2-(3)-エ」および「第3-2-(3)-オ」だけでなく、「第3-2-(3)-イ」に記載する広報活動や利用受付業務、「第3-2-(3)-ウ」に記載の施設予約システムの運用・管理等についても、引き続き適切に実施してください。 また、「第3-2-(3)-エ」に記載の開館式典および内覧会、開館記念イベント等については、本施設の供用開始前に開催を予定していることに御留意ください。
10		様式7-13				SPCの長期収支計画表	後段の※に「消費税抜きで記載すること」ありますが、対象は「損益計算書」及び「市の支払い総額」との理解で宜しいでしょうか。	本様式に記載する金額は、すべて消費税抜きで記載してください。
11		様式7-13				SPCの長期収支計画表	後段の※に「便宜上、市から事業者へ支払う対価のキャッシュ収支は市からの支払いまでの期間のズレを考慮せず、事業を実施した年度に計上すること。」とありますが、対象となる表は、上から4つ目の表の「市の支払い総額」の項目のみとの理解で宜しいでしょうか。	御指摘の注意書は、本様式に記載するすべての費目に適用してください。